

私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1 (略)</p> <p>2 補助金の交付対象者 要綱第2の3に定める過疎地域（広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和45年4月10日自治振第53号）に基づき設定された岩手中部・胆江・両磐地区広域市町村圏と同一の地域に存する市町村をいう。以下「過疎地域」という。）に所在し、かつ、補助年度における5月1日現在の生徒数が、昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.48</u> を乗じて得た数と比較して少ない高等学校を設置する学校法人とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 補助金の算定要素及び配分 補助金の算定要素及び配分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助の算定要素</p> <p>ア 生徒数減少割 対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.48</u> を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に123,003円(205,005円×3/5)を乗じて得た額の合計額</p> <p>イ 過疎特色割 対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.48</u> を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に82,002円(205,005円×2/5)を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) 補助金の配分 各学校法人ごとの補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>ア 生徒数減少割 対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.48</u> を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に123,003円(205,005円×3/5)を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 過疎特色割 対象となる高等学校が当該年度において実施する生徒確保のための特色ある学校づくり事業の交付対象となる事業に配分し、配分額は次に掲げる額を合計して得た額以内の額とする。</p> <p>(ア) 特色ある学校づくり事業のうち語学指導等を行う外国青年招致事業実施要綱（昭和61年10月8日付け自治画第84号、文初高第268号、報文二合第1948号通知）に基づき、一般財団法人自治体国際化協会からあっせんを受け実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）」（以下「JETプログラム」という。）に係る交付対象額に8分の7を乗じて得た額</p> <p>(イ) 特色ある学校づくり事業のうちJETプログラム以外の事業に係る交付対象額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>5～7 (略)</p> <p>別表（6関係）様式別紙1～3（略）</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 補助金の交付対象者 要綱第2の3に定める過疎地域（広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和45年4月10日自治振第53号）に基づき設定された岩手中部・胆江・両磐地区広域市町村圏と同一の地域に存する市町村をいう。以下「過疎地域」という。）に所在し、かつ、補助年度における5月1日現在の生徒数が、昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.47</u> を乗じて得た数と比較して少ない高等学校を設置する学校法人とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 補助金の算定要素及び配分 補助金の算定要素及び配分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助の算定要素</p> <p>ア 生徒数減少割 対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.47</u> を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に123,003円(205,005円×3/5)を乗じて得た額の合計額</p> <p>イ 過疎特色割 対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.47</u> を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に82,002円(205,005円×2/5)を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) 補助金の配分 各学校法人ごとの補助金の算定は、次の方法により行う。</p> <p>ア 生徒数減少割 対象となる高等学校の昭和45年5月1日現在の生徒数に <u>0.47</u> を乗じて得た数から当該高等学校の補助年度における5月1日現在の生徒数を減じて得た数に123,003円(205,005円×3/5)を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 過疎特色割 対象となる高等学校が当該年度において実施する生徒確保のための特色ある学校づくり事業の交付対象となる事業に配分し、配分額は次に掲げる額を合計して得た額以内の額とする。</p> <p>(ア) 特色ある学校づくり事業のうち語学指導等を行う外国青年招致事業実施要綱（昭和61年10月8日付け自治画第84号、文初高第268号、報文二合第1948号通知）に基づき、一般財団法人自治体国際化協会からあっせんを受け実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）」（以下「JETプログラム」という。）に係る交付対象額に8分の7を乗じて得た額</p> <p>(イ) 特色ある学校づくり事業のうちJETプログラム以外の事業に係る交付対象額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>5～7 (略)</p> <p>別表（6関係）様式別紙1～3（略）</p>

様式別紙 4

別紙 4

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

学校法人事務所所在地
学校法人名
理事長氏名 印

私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補助金実績報告書
令和 年度私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補
助事業が完了したので、事業の実績を別紙のとおり報告します。

様式別紙 5 (以下略)

様式別紙 4

別紙 4

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

学校法人事務所所在地
学校法人名
理事長氏名

私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補助金実績報告書
令和 年度私立学校振興費（過疎地域私立高等学校運営費）補
助事業が完了したので、事業の実績を別紙のとおり報告します。

様式別紙 5 (以下略)

摘
要

改正理由等

補助金の交付対象者に係る算定係数の見直しに伴う所要の改正
押印手続きの見直しに伴い、学校法人等が提出する様式中の押印欄を削る改正